

【資料 1】

国・他都道府県の動向及び検討の進め方等について

1 背景・経過等

(1) 国の動向

障害者権利条約の批准に向けて、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面 5 年間を集中期間として国内法の整備を推進

〈障害者権利条約〉

- 平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 19 年 9 月には日本が署名
- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める。

① 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月 5 日に改正法を公布

- 目的規定を見直し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと等を規定
- 障害者について、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義
- 社会的障壁について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義
- 差別の禁止について、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことに加え、社会的障壁の除去について、「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことを追加 等

② 障害者差別禁止法（仮称）の検討

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権侵害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について検討

- 平成 25 年通常国会への法案提出、平成 24 年夏頃に中間まとめが目途

③ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の成立

平成23年6月24日公布、平成24年10月1日から施行

○家庭と施設、職場での虐待を通報の対象とし、虐待の発見者に通報を義務づけ

○虐待の類型を、① 身体的虐待、② 性的虐待、③ 心理的虐待、④ 放置、⑤ 経済的虐待に分けて定義

○通報や相談等の窓口として「市町村障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」の設置（機能を果たすこと）を義務づけ 等

(2) 都道府県の動向

千葉県、北海道、岩手県、熊本県で障害を理由とした不利益取扱い等の解消を目指す条例を制定済み

① 千葉県（平成19年7月1日施行）

名称：障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

概要：障害のある人に障害を理由として他の人と異なる取扱いをしないこと及び、障害のある人の社会参加を阻む障壁を解消することを、県民共通の目標として、なくすべき不利益取扱いを8分野に分けて具体的に定めるとともに、不利益取扱い等の解消に向けた3つの仕組みを規定

- ・個別事案解決の仕組み（話し合いによる解決）
- ・誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み
- ・障害のある人に優しい取組を応援する仕組み

② 北海道（平成21年10月1日施行）

名称：北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

概要：合理的配慮に努めること及び不利益な取扱い等をしてはならないことが定められている。

③ 岩手県（平成23年7月1日施行）

名称：障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

概要：合理的な配慮をしないことを含め不利益な取扱いをしてはならないことが定められている。

④ 熊本県（平成24年4月1日施行）

名称：障害のある人もない人も共に生きる熊本県づくり条例

概要：障害のある人に対する不利益取扱いの防止を図るため、何が不利益取扱いにあたるのかを8分野に分けて具体的に定め、県民に判断基準（ものさし）を示したほか、主な特徴として次の事項を規定

- ・ 合理的な配慮がなされなければならないこと
- ・ 個別事案解決の仕組み（話し合いによる解決）
- ・ 障害のある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動の推進等

3 京都府の状況

(1) 中期計画への位置付け

「明日の京都」中期計画において、「障害のある人もない人も、ともに社会の一員として、安心していきいきと暮らせる京都づくりに向け、条例を制定」することを位置付け

(2) 障害を理由とした不利益な取扱い等と思われる事例等の募集

応募件数 : 約480件（整理中）

4 検討会議が取り組む事項（案）

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱い等を解消するため、府民が共通の認識を持てるよう、福祉サービスや商品及びサービスの提供など具体的な分野別に検討する。
この検討に当たり、募集した障害を理由とした不利益な取扱い等を基礎に置くこととする。
- (2) 条例の構成を検討し、盛り込むべき内容をとりまとめる。

【当面の検討の進め方（スケジュール）（仮案）】

○ 平成23年度

<第1回> 平成24年3月

1 検討の進め方（スケジュール）

（第2回検討会議までの期間において実施すること）

- ・ 障害を理由とした不利益な取扱い等と思われる事例等の整理
(事務局により事例等を福祉サービスや商品及びサービスの提供などに分類)

○ 平成24年度

（検討内容）

- 1 障害を理由とした不利益な取扱い等と思われる事例等の検討
- 2 条例の構成・内容の検討

※ 次回会議については、事例等の整理の進捗等を踏まえて、日程を調整